

# 鳥取県新技術・新工法活用システム実施要領

## 1 目的

この要領は、新技術・新工法活用システム（以下「新技術等活用システム」という。）についての必要な事項を定めることにより、鳥取県内の建設業者及び建設関連企業等（以下「建設企業」という。）が開発した新技術・新工法（以下「新技術等」という。）の公共事業への活用機会の確保を図ることを目的とする。

## 2 対象とする新技術等

対象とする新技術等は、従来の技術に替わる新しい工法、施工機械、施工材料及び製品として開発され、公共事業において活用が可能であるとともに、鳥取県の地域特性に合ったものとし、次の（１）及び（２）のいずれにも該当するものとする。

（１）次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 県内に存在する本支店や製造工場により開発されたもの

イ 主として県内産資材を使用し、県内に存在する製造工場により生産されたもの

（２）次のアからカまでのいずれかの効果が確認できるもの

ア 機能性の向上

イ 耐久性の向上

ウ 施工性の向上

エ 安全性の向上

オ コスト縮減

カ 施工時の社会・自然環境への負荷低減

## 3 システムの概要

（１）受付

新技術等活用システムの内容については、技術企画課及び公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下「センター」という。）のホームページに掲載してその周知を図ることとし、応募された新技術等はセンター建設支援課において受付を行うものとする。

（２）事前審査

ア センターは、受け付けた新技術等が２の要件を満たしている場合には、別紙の新技術・新工法審査基準表（以下「審査基準表」という。）により（３）の新技術・新工法活用システム審査委員会（以下「審査委員会」という。）に先立ち事前に審査し、必要に応じて専門家の意見を聴取するとともにその結果を審査委員会に報告するものとする。

イ 技術企画課は、応募された新技術等が２の要件を満たしていないため事前審査に至らなかった場合には、その理由を付して応募者に通知するものとする。

（３）審査・承認

ア 新技術等の審査及び承認を行うため、県土整備部に審査委員会を設置し、審査基準表により審査するものとする。

なお、審査委員会では必要に応じて建設企業によるプレゼンテーションを行うものとする。

イ 審査により承認された新技術等については、センターがそれを鳥取県版新技術等のデータベースに登録するとともに、技術企画課及びセンターのホームページに掲載して、県工事における積極的な活用を図るほか、他の公共機関、民間工事に情報提供を行うものとする。

ウ 審査により、実地条件下での確認を行うため別途試験施工を実施する必要があると判断された新技術等については、公共工事における試験施工対象新技術等としてセンターのホームページに登録し、公共工事等における試験施工の実施を待つて再度審査するものとする。

エ センターは、データベースに登録を行った場合、応募者にその旨を通知するものとする。

オ 技術企画課は、審査された新技術等が審査委員会で承認に至らなかった場合には、その理由を付して応募者に通知するものとする。

## 4 データベースの登録期間

３（３）イ及びウによるデータベースの登録期間は、それぞれ承認を受けた日から５年後の日の属する年度末までとする。ただし、平成２２年度末までに登録された新技術等の登録期間は、平成２７年度末までとする。

## 5 審査委員会

審査委員会の委員は、別途定める鳥取県新技術・新工法活用システム審査委員会設置要領によるものとし、事務局は技術企画課が所掌する。

なお、審査委員会は応募状況に応じて随時開催するものとする。

## 6 承認の取消し

次のいずれかに該当するときは、審査委員会における審査を経て、その承認を取り消すことができる。

- (1) 新技術等が、2の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 建設企業が、事業を継続することができなくなったとき。
- (3) その他、取消しを必要とするとき。

## 7 変更の届出

### (1) 届出

建設企業は、承認に係る事項に変更があったときは、技術企画課長に届け出なければならない。

### (2) 変更の登録

届出のあった内容が妥当であると技術企画課長が認めた新技術等については、センターが鳥取県版新技術等のデータベースを変更するとともに、技術企画課及びセンターは、それぞれのホームページを変更するものとする。

## 8 応募受付

### (1) 場 所

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町二丁目23番地  
公益財団法人鳥取県建設技術センター 建設支援課

### (2) 提出書類

- ア 応募用紙（様式1及び様式2）（センターホームページよりダウンロード可）
- イ 応募資格を証明する書類（県内企業等である証明）
- ウ その他内容を証明する書類等（パンフレット、登録書等）

## 9 その他

その他、新技術等活用システムに必要な事項は、技術企画課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成18年1月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年1月31日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年10月19日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年1月14日から施行する。